



# 性の多様性を理解しサポートするための ガイドライン

～職員が理解を深めるために～

令和元年6月

岡山市

## 目 次

I	はじめに .....	1
II	市民等への対応 .....	2
1	窓口や電話等での対応等 .....	2
	（1）窓口で呼び出す時 .....	2
	（2）本人確認する時 .....	3
	（3）パートナー・家族について .....	3
	（4）相談があった時 .....	3
	（5）電話対応する時 .....	4
2	性別欄の取扱い .....	4
	（1）証明書、申請書等の性別欄 .....	4
	（2）イベント申込書・アンケート等の性別欄 .....	4
3	公共施設での対応 .....	5
4	災害時における対応 .....	5
III	職場等における対応 .....	7
1	職場での対応 .....	7
	（1）職場内での差別的言動の注意 .....	7
	（2）職場環境等における配慮 .....	7
	（3）ハラスメントに係る相談体制 .....	7
2	採用時の対応 .....	8
	（1）採用時の注意点 .....	8
	（2）面接時の注意点 .....	8
3	安全衛生 .....	8
IV	子どもへの配慮に係る対応 .....	9
1	学校生活上の配慮について .....	9
	（1）支援体制の整備 .....	9
	（2）服装、髪型、呼称への配慮 .....	10
	（3）施設利用における配慮 .....	10
	（4）情報を得られる環境づくり .....	10
	（5）理解を深める指導の実施 .....	11
	（6）進路指導における配慮 .....	11
2	部活動や課外活動等における配慮について .....	12
3	課外活動先等に対する情報提供について .....	12
4	事務手続き等における配慮について .....	12
V	相談窓口一覧 .....	13
	<関連資料> .....	13

## I はじめに

本市では、誰もが個人として等しく尊重され、個性と能力を発揮することができる人権尊重のまちづくりに向けて、市民協働による様々な取組を進めています。

こうした中、「岡山市人権教育及び人権啓発に関する基本計画」に基づき、すべての事務事業に人権尊重の視点を取り入れるよう努めるとともに、様々な教育・啓発活動等を通じて、市民の人権意識の高揚を図っています。また、新たな人権課題や、複雑・多様化する人権課題にも対応しているところです。

性の多様性については、マスコミ等に取り上げられる機会が増えたことから徐々に理解は進んでいますが、まだ十分ではないのが実情です。様々な調査から、わが国では人口の約5～8%が性的マイノリティであるといわれていますが、自分の性のあり方について違和感等があっても、家族や知り合いに打ち明けることなく一人で悩み続けたり、社会的に孤立したりする人も多くみられます。

本市では、性の多様性についての理解を深めるための市民啓発や相談対応、また、平成27年度に「岡山市の職員が知っておきたい 性的マイノリティ（LGBT）の基礎知識」を作成し職員研修を行うなど、性的マイノリティの方に配慮した取組を進めています。さらにこうした取組を全市的に広げ着実に推進していく必要があります。

なかでも、日常的に多くの市民が手続きや相談等に訪れている行政窓口においては、性的マイノリティの方が抱えている課題について、職員が十分に理解し、適切に対応することが大切です。

本ガイドラインを活用することにより、性の多様性の正しい理解による窓口等での市民サービスの向上、すべての職員が個性と能力を発揮して生き生きと働くことのできる職場づくり、すべての子どもたちが安心して生活できる学校園づくりの実現につなげ、多様性が尊重された岡山市を目指していければと思います。

## II 市民等への対応

市役所の窓口には様々な方が手続きや相談に来られます。その中には、性的マイノリティの方やそのご家族もおられます。もし、対応する職員が性別や家族関係について先入観にとらわれていると、来庁した方が困ったり、つらい思いをしたりすることになります。そのようなことがないよう、職員には性の多様性に関する理解と知識が必要です。

### 行政サービスを受ける際に性的マイノリティの方が抱えている不安（例）

- ・対応する職員は、性的マイノリティについて理解があるのか。不用意な言動によって傷つくのではないか。
- ・身分証の性別や名前と見た目の性別が一致しないことで、スムーズに手続きができないのではないか。
- ・性別を記入したり、確認されたりするのではないか。
- ・家族、家庭のことで相談したいことがあっても、同性パートナーと暮らしていることが分かったら、偏見をもたれるのではないか。
- ・同性パートナーからDVを受けているが、相談を受けてくれるのか。
- ・手続きや相談をすることで、知られたくない人にまで知られるのではないか（本人の意思に反して他人に知られないようにするのは当然のことですが、家族にも知らせていない・知られたくない場合もありますので、本人にしっかり確認することが必要です）。

上記はほんの一例ですが、どのようなことで困るのか、不安に思われるのか想像力を働かせることが必要です。また、それぞれの状況や考え方もお一人おひとり異なりますので、その人、その場に合った対応をすることが大切です。

### 1 窓口や電話等での対応等

#### (1) 窓口で呼び出す時

戸籍とは別の性別で、社会生活を送っている方もおられます。名前から想定される性別と外見とが一致しないため、人前で名前を呼ばれたくない場合もありますので、呼出の際には受付番号を使用します。名前呼び出す必要がある場合は、名字までにとどめ、フルネームで呼ばないようにしましょう。

## (2) 本人確認する時

本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）に記載された名前や性別と外見とが一致しない場合、必要以上に見比べたり、聞き直したり、大きな声で確認したりすることは避けるようにしましょう。

本人確認に際しては、周りの人にわからないよう配慮しながら、書類等を指さし、「この書類で間違いありませんか」「こちらでよろしいですか」と尋ねるようにしましょう。

## (3) パートナー・家族について

「奥さん」「ご主人」「彼」「彼女」等、パートナーは異性であることを前提とした表現や、性別を特定するような表現は避けましょう。

### 表現の例

奥さん、ご主人、彼、彼女	⇒	パートナー、お連れ合い
息子さん、娘さん	⇒	お子さん
お父さん、お母さん	⇒	保護者の方、ご家族

## (4) 相談があった時

窓口で相談を受ける際は、パートナーが同性であることもあります。同性パートナーに関する相談があった時は、先入観にとらわれず、対応可能なこととそうでないことについてしっかり検討し、丁寧に説明するようにします。また、同性カップルで子育てをしている家庭もあります。このような場合を想定して、事前に対応を協議しておくことも必要です。

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、同性パートナー間でも起こります。相談があった場合はよく話を聞いて、必要があれば関係機関（p13「相談窓口一覧」参照）につなぎ、連携をとることが大切です。

セクシュアル・ハラスメントは、同性間でもあり得ます。また、性自認や性的指向に関する偏見に基づく発言等も、セクシュアル・ハラスメントになりますので、必要に応じて関係機関につなぎます。

## (5) 電話対応する時

基本的には窓口対応と同じですが、電話をしてきた方が、周りの人に性別等を知られたくないと思っている可能性を考慮して、「～をお聞きしてもいいですか」「答えにくければ答えなくて結構です」などの言葉で、相手の意向を確認することも必要です。また声質で相手の性別を決めつけないようにしましょう。



## 2 性別欄の取扱い

### (1) 証明書、申請書等の性別欄

岡山市では、法令に基づき記載が必要なもの、申請に対する決定等の要因として必要なもの、統計上必要不可欠なもの等を除き、申請・届出様式、市から市民に発行している証明書、登録証等について、性別、本籍地、世帯主・家族・続柄、生年月日（年齢）等の記載をなくすこととしています。

### (2) イベント申込書・アンケート等の性別欄

(1)の趣旨に準じて、イベント申込書やアンケートについても、できる限り性別欄をなくしましょう。ニーズ把握や統計処理のため性別欄が必要な場合でも、記載欄を自由記入形式とすることを検討しましょう。

#### 性別欄の例

あなたの性別を選択してください。

性別 男・女

⇒

あなたの性別をご記入ください。

性別 ( )

### 3 公共施設での対応

戸籍上や外見の性別と性自認が異なる方が、トイレ、更衣室、入浴施設、宿泊施設等、性別によって区別される施設を利用する場合、原則として本人の意思を尊重しますが、同時に、他の利用者の心情に配慮する必要もあります。

このような場合、トイレについては、多目的トイレの利用を検討していただく方法も有効です。本市では、平成 29 年度に施設管理者に対して、誰もが気軽に多目的トイレを利用できるよう、車椅子マークやベビーシート等の表示と併せて「どなたでもご利用ください」と表示するよう依頼しています。ただし、多目的トイレの利用の検討については他の利用者への配慮の必要からお願いするもので、自動的に多目的トイレをお勧めしたり、無理強いするものではないことを、本人に丁寧に説明する必要があります。また、そのことによって本人の意に反し、性自認等を周りの人に知られることがないように、配慮が必要です。

更衣室については、他の利用者と時間をずらして利用する、個室として使える部屋を代用するなどの方法がありますが、この場合も、丁寧な説明と配慮が必要です。

各施設の設備の状況に応じて、こうした場合の対応を事前に検討しておくことも必要です。

### 4 災害時における対応

災害時には、行政を含め誰もが特別な状況に置かれるため十分な対応が難しくなりますが、女性、子ども、高齢者、障害・病気のある人、外国人等と同様に、性的マイノリティの方についても、どのような配慮や対応が必要なのか、事前に検討しておくことが必要です。また、対応にあたっては、本人が望まないのに周りに知られることがないように、注意が必要です。

#### 避難所等で困ることの例

- ・ 自認している性別のトイレや更衣室が使いづらい。
- ・ ほかの人と一緒に入浴できない。
- ・ 名簿に戸籍上の性別や名前を記入するのに抵抗がある。
- ・ 同性パートナーとの続柄を説明しにくい。
- ・ 避難所では周りの目が気になり、一緒に過ごしにくい。
- ・ ホルモン療法が中断されると、体調や心のバランスが崩れ、深刻な不調をきたす場合もある。

### 性的マイノリティ アンケート結果

市が市民協働で行った性的マイノリティを対象とした学校生活に関するアンケート（平成 27 年）では、「主にセクシュアリティに関することが原因で『もう生きていたくない』と思ったことがある」という回答が 64%（ある：45%、少しある：19%）にのぼりました。

社会の理解が進み、多様なセクシュアリティがその人の個性として認められ、このようなつらい思いをする人がいなくなることを望まれます。

### コラム

#### こんな誤解、していませんか

『性的マイノリティって性同一性障害のこと？』

『同性愛と性同一性障害は同じ？』

『同性愛は趣味？自分で選んだの？』

同性愛は性的指向（どんな性別の人を好きになるか、または誰も好きにならないか）にかかわること。性同一性障害は、性自認（自分自身の性別をどう認識しているか）にかかわることであり、中でも性別違和が強く治療が必要と診断された場合をいいます。

セクシュアリティは多様で、自分で選んで決めたものではないし、無理やり変えようとして変えられるものでもありません。

### Ⅲ 職場等における対応

誰もが働きやすい職場環境を実現するためには、差別やいじめ、ハラスメントがないことが大切です。性的指向、性自認等の問題にかかわらず、行為者が意図しない態度や言葉でも、相手にとってはハラスメントになり得ることを理解しておくことが重要です。今後、研修等をとおして多様な性について職員の理解を深めていくことが必要です。

#### 1 職場での対応

##### (1) 職場内での差別的言動の注意

いわゆる「ホモネタ」や「レズネタ」等は決して言うてはいけません（「ホモ」「レズ」という言葉自体も差別用語です）。このような発言は、性的マイノリティの方だけでなく、家族等に当事者がいる方にとっても精神的苦痛となります。個々のセクシュアリティは多様であるため、上記のような発言は差別的発言であり、人権侵害であることを知っておかなければなりません。

##### (2) 職場環境等における配慮

性別違和のある方にとって、トイレや更衣室等の使用に困難を伴う場合があります。戸籍上の性別以外の施設（トイレや更衣室等）の使用を希望する申し出があった場合、本人の意思を尊重するとともに他の利用者への配慮が必要です。また宿泊を伴う出張の際には、部屋割りや入浴時間をずらすなどの配慮が必要となります。

##### (3) ハラスメントに係る相談体制

性的指向や性自認に関わるハラスメントの相談に応じ、誰もが働きやすい職場環境を目指す必要があります。各所属長や上司が相談を受けた際には、相談者の訴えを真摯に受け止め、プライバシーに配慮するとともに適切な対応に努める必要があります。

#### コラム 同僚にカミングアウトされたら

同僚に性的マイノリティ当事者であるとカミングアウトされたら、どのようにしたらよいのでしょうか？カミングアウトした当事者は、「人間関係が壊れてしまうのではないか？」などと考える一方で、「あなたには知っておいてほしい」という想いがあります。カミングアウトをするということは、あなたのことを信頼している証でもあります。

まずは、話してくれたことに感謝し、真摯にその人の話に耳を傾けましょう。感じた疑問や気持ちを伝え、相手があなたに望むことは何か素直に聞いてみましょう。人間関係は、お互いを理解し信頼することで、築き上げられます。

## 2 採用時の対応

### (1) 採用時の注意点

採用可否は、仕事の適性や執務上の能力で判断すべきであり、本人の性的指向、性自認、戸籍上の性別と一致しない容姿や服装等、職務上の能力に関係のないことを理由にした採否判定は行いません。

### (2) 面接時の注意点

本人の性的指向や性自認について質問したり、それについて差別的な言動を行ったりしてはいけません。



## 3 安全衛生

健康診断、医師の診断書が必要な場合は、職員が希望する医師の受診を認めましょう。また、産業医は、性の多様性について、さらに理解を深め、健康診断時の配慮や相談等にも的確に対応していくことが求められます。

### コラム アウティングについて

本人の許可なく、性的マイノリティであることを他人に暴露することを「アウティング」といいます。

平成 27 年 4 月には、男子大学生が同性の同級生に好意を打ち明けたところ、複数の同級生が参加する LINE グループで暴露され、その後、自殺するという事例がありました。

アウティングは、重大な人権侵害であるという認識のもと、本人の了解なしには決して行ってはいけません。

## IV 子どもへの配慮に係る対応

性的マイノリティ当事者は、性に関する違和感があり、学齢期になると男女別の制服や名簿、活動等の学校内の規則やシステム、また、周囲の誤解や偏見からさらにその感覚は大きくなり、誰にも言い出せず、悩みや不安を抱えています。

当事者が安心して学校生活を送るためには、教職員が正しい知識を得た上で、多様な子どもたちに配慮して関わったり活動したりすることが重要です。

### 1 学校生活上の配慮について

#### (1) 支援体制の整備

性的指向や性自認は、成長するにしたがって自然に感じ取ったり、無意識に自覚したりするものであるため、児童生徒によっては、恋愛対象が同性であったり、自分の性別や体に強い違和感があったりするなど、周囲と異なる自分を受け入れることができず深く悩んでしまうことが考えられます。現在、児童生徒が本人のセクシュアリティについて相談できる場所は少なく、学校は家庭以外で悩みを相談できる場所としての機能が求められています。そのため全ての教職員は性の多様性について理解し、児童生徒の思いに寄り添った支援をすることが重要です。

- 学校生活や友人関係、服装や髪型、施設利用等、悩みは多岐にわたることが想定されるため、児童生徒から相談を受けた際は、教職員の間で情報共有し、チームで対応しましょう。
- 児童生徒は自身のセクシュアリティを可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、教職員の間で情報を共有する意図を本人や保護者に十分に説明し、対応を進めましょう。なお、児童生徒によっては、保護者に自身のセクシュアリティについて伝えていない場合があるため、本人の同意なく教職員から相談の内容を伝えないように十分留意する必要があります。
- 学校の中だけで対応することが難しい場合、外部の医療機関及び相談機関と連携するとともに、本人や保護者にそれら関係機関の情報を提供するなど、当事者の気持ちに寄り添えるようにしましょう。



## (2) 服装、髪型、呼称への配慮

服装（制服、衣服、体操服、水着、ユニフォーム等）や髪型等について、児童生徒や保護者から、本人が自認する性別に合わせたいという相談があった場合、可能な範囲で認めるように検討する必要があります。

性自認により、本名と異なる呼称の使用を希望している場合も同様です。認められない理由がある場合は、その旨を丁寧に説明し、必要な時以外は名字で呼び、フルネームで呼ぶことを避けるなど、本人の心情に対する配慮が求められます。

## (3) 施設利用における配慮

施設利用においては、施設面の制約を考慮しつつ、児童生徒の希望に寄り添うことが基本であり、一人ひとり求める対応が異なるので、本人・保護者とよく話し合い、どのように対応していくのか共に考えていくことが求められます。また、本人のセクシュアリティについて周囲の児童生徒が知ってしまうリスク等についても説明するとともに、周囲の児童生徒や保護者に対しても理解を求め、誰もが利用できる施設として調整していくことが重要です。

- トイレ利用については、自認している性別のトイレを利用したい場合もあれば、職員用トイレ、多目的トイレを利用したい場合もあり、本人の希望に寄り添った対応をしましょう。
- 着替えが必要な場合は、体を露出する状況が発生することから、空いている教室を利用したり、更衣時間をずらしたりするなど、プライバシーを保護する工夫をしましょう。
- 健康診断や宿泊行事等で体を露出せざるを得ない場面においても同様で、受診時間や入浴時間をずらしたり、部屋割りを工夫したりしましょう。

## (4) 情報を得られる環境づくり

児童生徒が、性の多様性に関する情報を自力で得ることは容易ではないため、学校に関連書籍等の情報を得ることができる環境づくりが求められます。

- 保健室に配置して当事者の児童生徒が安心して読むことができるようにしましょう。養護教諭は、児童生徒から相談を受けることが多く、本人のセクシュアリティについて相談があった場合に、関連書籍があることで情報を提供することができます。また、プライバシーが守ら

れる環境であるため、周囲の目が気になって本が読みづらい児童生徒にとって有益であると考えられます。

- 図書館に配架して誰でも気軽に手に取ることができるようにしましょう。性の多様性に関する啓発と理解促進が期待できるほか、学校全体で多様な性のあり方を理解し、受容していく姿勢を示すことができます。

#### (5) 理解を深める指導の実施

人権教育の個別課題の一つとして、性の多様性について取り上げることが望まれます。人はそれぞれにかけがえのない個性をもっており、性の多様性もその一つに過ぎません。お互いに尊重し合い、認め合うことの大切さを指導することは、いじめをなくす観点からも重要です。

学校教育全体をとおしてどのように指導をしていくのか、児童生徒の発達段階を考慮した計画を立てることが求められます。まずは教職員が正しい知識をもち、学校生活のあらゆる場面で、児童生徒が多様性を尊重する気持ちをもてるように指導しましょう。



#### (6) 進路指導における配慮

児童生徒にとって、自分の将来を考える機会となる進路指導においても、性の多様性に配慮する視点が求められます。

性的マイノリティについてメディアで取り上げられる機会が多くなりましたが、メディアの情報はあくまでも一例であり、当事者を形作っている情報の一部だけが発信されていることも少なくありません。本人が自身のセクシュアリティによって進路選択に制限を受けることなく、希望する生き方を追求していけるよう指導しましょう。

## 2 部活動や課外活動等における配慮について

通常の授業と異なる学校行事や部活動では、戸籍上の性別によって役割が設定されることが多く、児童生徒にとって精神的な苦痛となり得るため、適切な配慮と対応が求められます。

- ・ 役割や参加の仕方について、可能な範囲で本人の希望に寄り添うことが望ましく、様々な制約で希望に添えない場合でも、本人がやりがいをもてるような方法を本人とよく相談して決めましょう。
- ・ 周囲の児童生徒の心情に配慮することも大切であり、誰もが参加することができるよう工夫しましょう。

## 3 課外活動先等に対する情報提供について

児童生徒が、課外活動等で学校以外の施設や宿泊施設等を訪れる際、本人に必要な配慮や対応について協力を依頼することが求められます。

基本的に該当する児童生徒を特定して先方に伝える必要はありませんが、安全配慮等の理由でやむを得ない場合は、あらかじめ本人や保護者に説明し、了解を得てから伝えましょう。

## 4 事務手続き等における配慮について

児童生徒に関わる書類（提出書類、学生証、各種証明書等）で、学校に記載項目の裁量権があるもののうち、性別欄が設けられている場合、その必要性について改めて検討することが求められます。

卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更を行った児童生徒から書類の発行を求められた場合には、戸籍を確認した上で、本人が不利益を被らないよう適切に対応しましょう。

### コラム

### SOGI（ソジ・ソギ）とは・・・？

「LGBT」はレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの略ですが、性的マイノリティといってもLGBT以外に様々なセクシュアリティがあります。SOGIは、Sexual Orientation（性的指向）and Gender Identity（性自認）の略語で、性的マイノリティだけを指しているのではなく、すべての人を含めて考えることができる概念です。「当事者」と「そうでない人」という区別をするのではなく、「性は多様である」ということへの理解が必要ではないでしょうか。

## V 相談窓口一覧

性的指向や性自認に関する悩みのある方へ相談窓口を紹介しています。いずれも専門の相談窓口ではありませんが、お話をお伺いしています。相談の対象や内容等を参考に、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

	相談先・電話番号	対応日時
公 的 機 関	男女共同参画相談支援センター 086-803-3366	月・水～土曜日 10時～19時30分 日曜日、祝日 10時～16時30分 (火曜日(火曜日が祝日の場合は次の平日)、年末年始を除く)
	こころの健康センター 086-803-1274	月～金曜日 9時～12時 13時～16時 (祝日・年末年始を除く)
	こども総合相談所 086-803-2525	月～金曜日 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)
	教育相談室 086-207-2170	月～金曜日 9時～18時30分 土曜日 9時～16時 (祝日・年末年始を除く)
	岡山地方法務局人権擁護課 みんなの人権 110番 0570-003-110 女性の人権ホットライン 0570-070-810 子どもの人権 110番 0120-007-110 (フリーダイヤル) 外国語人権相談ダイヤル 0570-090-911	月～金曜日 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)
民 間 機 関	よりそいホットライン 0120-279-338 (フリーダイヤル)	24時間通話料無料
	東京弁護士会セクシュアル・マイノリティ電話法律相談 03-3581-5515	第2・第4木曜日 17時～19時 (祝日の場合は、翌金曜日)

### <関連資料>

- ・岡山市の職員が知っておきたい性的マイノリティ(LGBT)の基礎知識
- ・啓発パンフレット「多様な性を知ろう」
- ・啓発パンフレット「先生に知ってもらいたい 多様な性」
- ・文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」

人権推進課ホームページ「多様な性の理解」も参考にしてください。